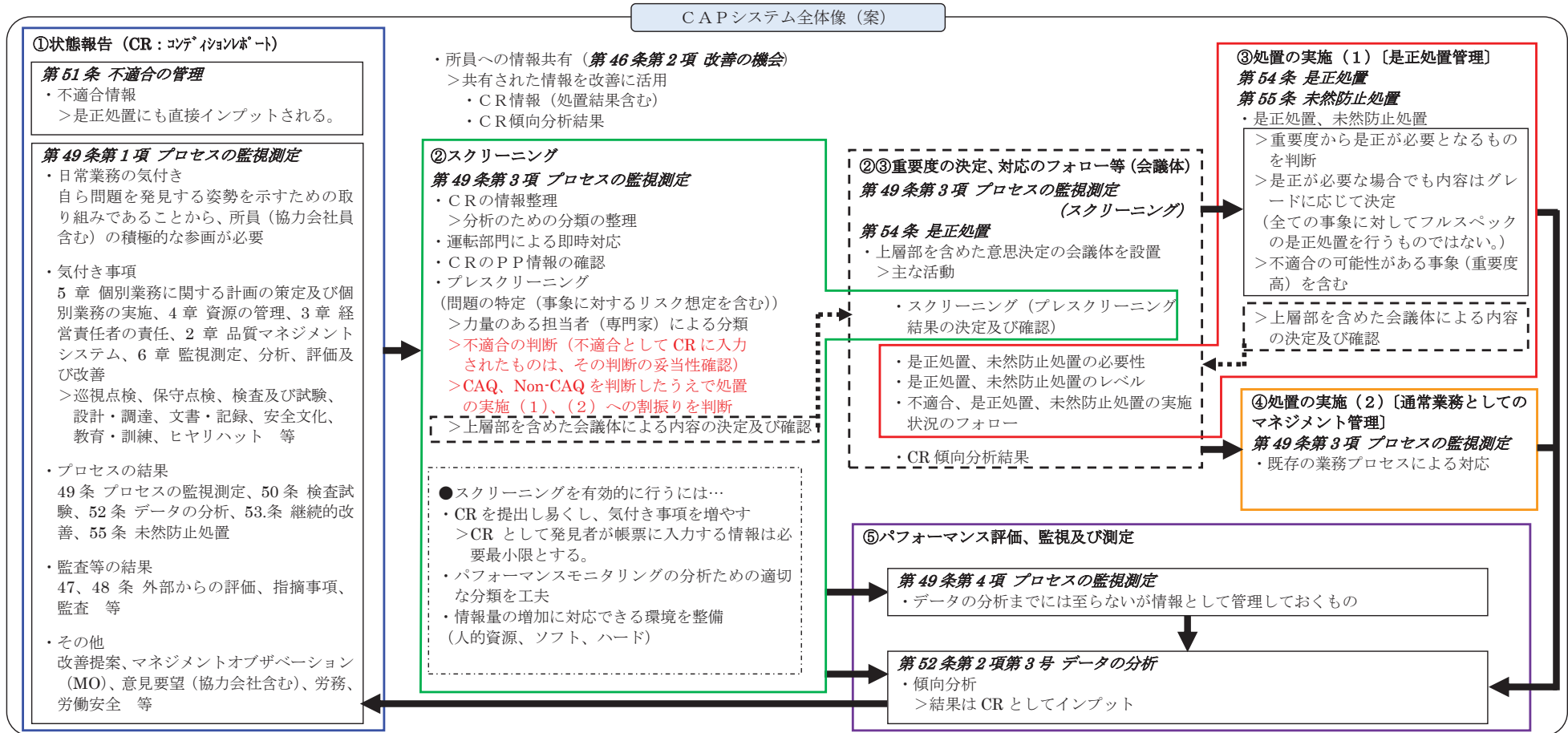
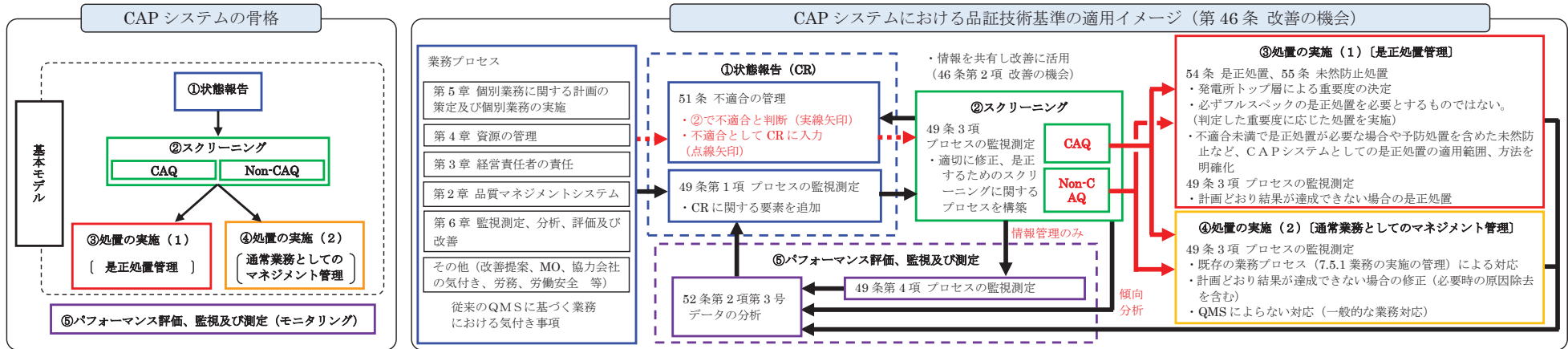


CAPシステムと社内文書との関連

令和2年6月11日

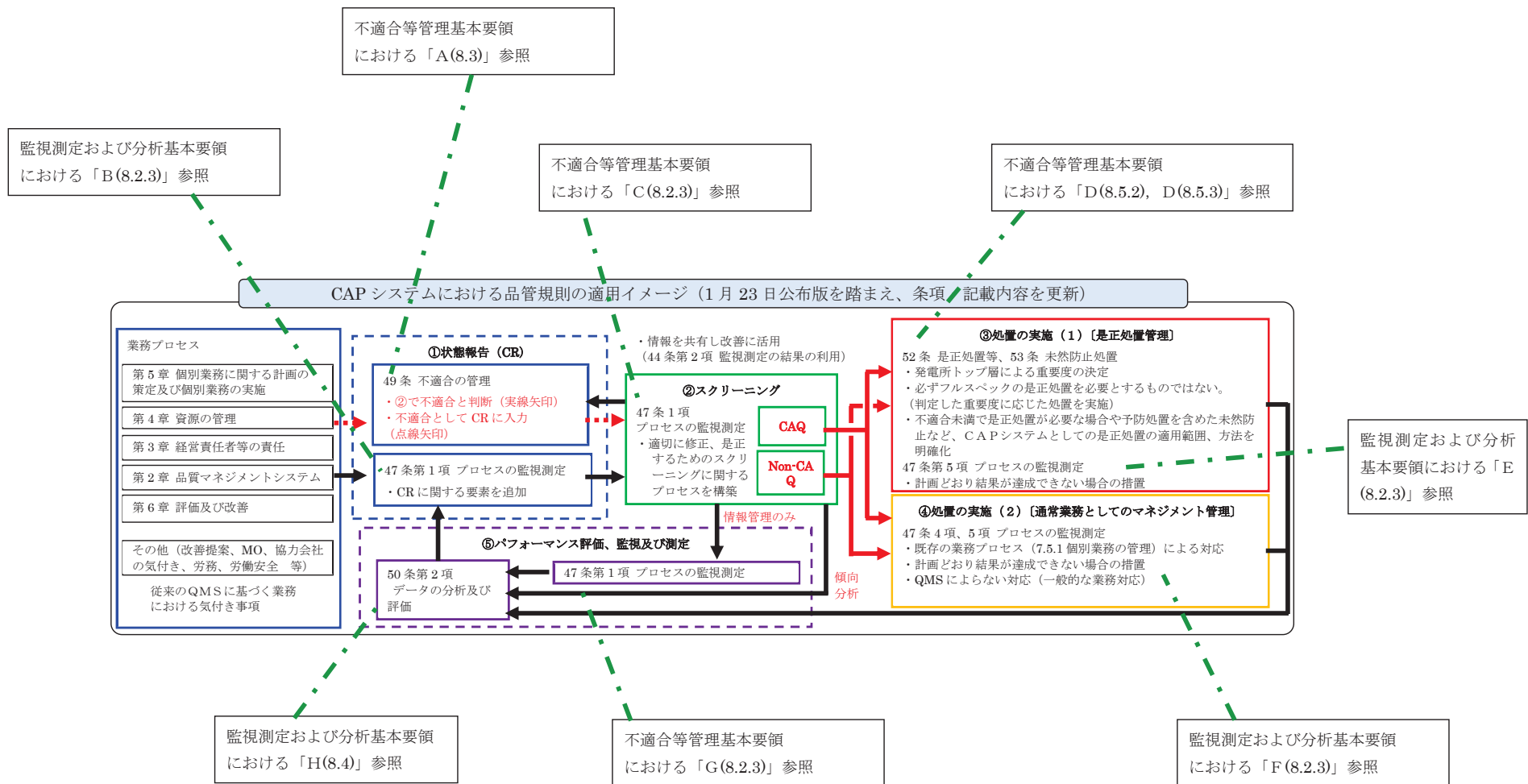
中国電力株式会社

品証技術基準（第18回新検査制度WG提示案）に基づくCAPシステム全体像（案）



前ページのフロー図は、過去の品管規則案をベースに作成されているため、2020年1月23日公布版をベースに、条項・記載内容を更新。

各プロセスにおける、当社の運用を定めた二次文書名を図示するとともに、具体的な条文を示す。



保安規定の社内文書リスト（抜粋）への反映

第3条 4. 2. 1 (3) の表（組織が必要と決定した文書）

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内文書名		説明	
		1次文書	2次文書		
8. 2. 3	プロセスの監視測定	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	監視測定および分析基本要領 不適合等管理基本要領	プロセスの監視測定について、監視測定および分析基本要領に記載したため、8.2.3に当該二次文書を追記。 CAPの関連事項について、不適合等管理基本要領に記載したため、8.2.3に当該二次文書を追記。
8. 2. 4	機器等の検査等			検査管理要領	
8. 4	データの分析および評価			監視測定および分析基本要領 原子炉施設の定期的な評価基本要領	

第3条 4. 2. 1 (4) の表（品管規則の要求事項に基づき作成する文書）

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内文書名		説明	
		1次文書	2次文書		
4. 2. 3 4. 2. 4	文書の管理 記録の管理	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	文書・記録管理基本要領	
8. 2. 2	内部監査			原子力安全管理監査要領(監査部門の二次文書)	
8. 3 8. 5. 2 8. 5. 3	不適合の管理 是正処置等 未然防止処置			不適合等管理基本要領	

社内標準名	条文案 (抜粋)	CAP システムプロセスとの関連
不適合等管理基本要領	<p>5. 不適合等の管理</p> <p>5.1 状態報告</p> <p>(1) 不適合等の報告</p> <p>すべての要員は、不適合等を発見した場合（社内外から指摘を受けた場合を含む。）、必要に応じて応急処置を行うとともに、状態報告を行う。</p> <p>(2) 未然防止処置情報の報告</p> <p>未然防止処置情報入手箇所の長は、「未然防止処置情報源」（別紙－2）に基づき、不適合等の知見情報を入手し、状態報告する。</p> <p>なお、部所長が定める手順書に基づき、「未然防止処置情報スクリーニング基準」（別紙－3）に該当する未然防止処置情報を状態報告対象からスクリーンアウトすることができる。また、必要に応じ、関係者間の協議・調整等を目的とした会議体を設置することができる。</p> <p>5.2 スクリーニング</p> <p>各部所長は、表1－1に基づき、状態報告についてスクリーニングを実施し、管理グレードを決定する。また、表1－2に示すグレードに応じた不適合等管理の各活動の担当箇所を決定する。</p> <p>各部所長は、スクリーニングを必要に応じ手順書に定めて、要員に実施させることができる。</p> <p>島根原子力発電所長については、保安規定第3条および第125条に基づき不適合判定検討会を設置し、要員にこれらのスクリーニングを実施させなければならない。</p> <p>5.3 不適合等処置</p> <p>(1) 不適合等処置計画</p> <p>不適合等処置担当箇所の長は、該当する次の一つ以上の処置を計画する。</p> <p>a. 不適合等を除去するための処置をとる。</p> <p>b. 特別採用を行う。</p> <p>c. 本来の意図された使用または適用ができないような処置（廃棄を含む。）をとる。</p> <p>d. 社外に引渡または業務の実施後に不適合等が検出された場合には、その不適合等による影響または起こり得る影響を考慮し、適切な処置方法をとる。不適合等に修正を施した場合、修正後に要求事項に適合できたことを実証する必要があると認められるものは、再検証を実施するよう計画する。</p> <p>(2) 不適合等処置計画の承認</p> <p>不適合等処置担当箇所の長は、不適合等処置計画について所定の承認を得る。</p> <p>(3) 不適合等処置の実施</p> <p>不適合等処置担当箇所の長は、不適合等処置計画に基づき不適合等処置を実施する。</p> <p>(4) 不適合等処置の完了確認</p> <p>不適合等処置担当箇所の長は、不適合等処置計画に基づき不適合等処置を確実に実施したことについて所定の確認を得る。</p> <p>5.4 是正処置</p> <p>(1) 不適合等の原因の特定</p> <p>是正処置担当箇所の長は、不適合等の原因を調査※し特定する。調査結果は記録し、利用可能な状態にする。※未然防止処置の場合は、未然防止処置情報の確認により調査する。</p> <p>(2) 是正処置の実施の必要性の評価</p> <p>是正処置担当箇所の長は、不適合等の原因特定の結果または、未然処置情報について検討し、その実施の要否を判断する。判断にあたっては、類似の不適合等の有無または類似の不適合等が発生する可能性を明確化し、その防止も考慮する。</p> <p>是正処置担当箇所の長は、是正処置の要否を判断する際は、その理由（重要性の低さ・影響の小ささ・不適合等処置により原因が排除されたと判定できる等）を明確にする。</p> <p>(3) 是正処置計画の承認</p> <p>是正処置担当箇所の長は、(1) および (2) に基づき、是正処置を計画し、所定の承認を得る。</p>	<p>A (8.3)</p> <p>B (8.2.3)</p> <p>C (8.2.3)</p> <p>A (8.3)</p> <p>A (8.3)</p> <p>D (8.5.2), D (8.5.3)</p> <p>D (8.5.2), D (8.5.3)</p>

社内標準名	条文案（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連									
	<p>(4) 是正処置の実施 是正処置担当箇所の長は、承認された是正処置計画に基づき是正処置を実施する。</p> <p>(5) 是正処置の完了確認 是正処置担当箇所の長は、是正処置計画に基づき是正処置を確実に実施したことについて所定の確認を得る。</p> <p>(6) 是正処置の有効性の評価 管理グレードがAまたはBの場合、是正処置担当箇所の長は、是正処置完了後に、その有効性の評価を計画し、実施し、所定の承認を得る。ただし、グレードAのうち、根本原因分析に基づく是正処置の有効性の評価は、「9. 根本原因分析」に従う。 管理グレードがC、Dまたは対象外で是正処置（未然防止処置）を実施したものについて、品質保証担当箇所の長は「8. 不適合等管理に関する監視・測定および分析」の活動を通じて、是正処置の有効性の評価を実施する。 是正処置の有効性の評価で課題を発見した場合は、状態報告を行って対応する。</p> <p>6. ニューシアへの登録による不適合情報の公開</p> <p>(1) 島根原子力発電所 課長(品質保証)および電源事業本部マネージャー（原子力品質保証）は、不適合事象の発生時およびその不適合事象に対する是正処置計画の承認時に当該不適合事象の内容について、電源事業本部マネージャー（原子力運営）に連絡する。なお、是正処置計画を変更した場合（期間のみの変更を除く。）も同様とする。</p> <p>(2) 電源事業本部マネージャー（原子力運営）は、上記で入手した不適合情報および「調達管理基本要領」に基づき入手した調達先の不適合情報について、「ニューシア登録手順書」で定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>7. 未然防止処置実施状況の報告および情報提供 未然防止処置の実施状況（スクリーニング結果、処置の要否、処置の完了）について、以下のとおり報告または情報を提供する。</p> <table border="1" data-bbox="387 826 1758 999"> <thead> <tr> <th>対象情報</th> <th>担当箇所</th> <th>報告・情報提供先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニューシア登録情報</td> <td>電源事業本部マネージャー（原子力運営）、または技術部課長（技術）</td> <td>ニューシア（原子力安全推進協会）</td> </tr> <tr> <td>「外部コミュニケーション基本要領」に基づき、報告を要する情報</td> <td>「外部コミュニケーション基本要領」に従う</td> <td>「外部コミュニケーション基本要領」に従う</td> </tr> </tbody> </table> <p>8. 不適合等管理に関する監視・測定および分析</p> <p>(1) 不適合等管理担当箇所の長は、不適合等について、該当する「不適合等分類コード」（別紙-3）を付与する。</p> <p>(2) 品質保証担当箇所の長は、(1)の情報を含め自部所の不適合等の情報を収集し、不適合等の共通性（発生状況、原因等）や再発傾向の分析を行い、その結果を部所長に報告する。</p>	対象情報	担当箇所	報告・情報提供先	ニューシア登録情報	電源事業本部マネージャー（原子力運営）、または技術部課長（技術）	ニューシア（原子力安全推進協会）	「外部コミュニケーション基本要領」に基づき、報告を要する情報	「外部コミュニケーション基本要領」に従う	「外部コミュニケーション基本要領」に従う	<p>D (8.5.2), D (8.5.3)</p> <p>G (8.2.3)</p>
対象情報	担当箇所	報告・情報提供先									
ニューシア登録情報	電源事業本部マネージャー（原子力運営）、または技術部課長（技術）	ニューシア（原子力安全推進協会）									
「外部コミュニケーション基本要領」に基づき、報告を要する情報	「外部コミュニケーション基本要領」に従う	「外部コミュニケーション基本要領」に従う									

社内標準名	条文案 (抜粋)	CAP システムプロセスとの関連														
監視測定および分析基本要領	<p>4. 監視測定</p> <p>各部所長およびマネージャー等は、マネジメントシステムのプロセスを以下により監視測定し、マネジメントシステムの現状を把握するとともに、4. (2) については“6. データの分析”に基づき分析し、マネジメントシステムの改善を行う。なお監視測定において不適合またはあるべき姿にない状態を発見・特定した場合、「不適合等管理基本要領」に基づき、必要な措置を実施する。(監視測定を行うプロセスは「図1 QMSプロセス関連図」のとおり)</p> <p>(1) 機器または個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。)への適合に関する監視測定</p> <p>細則「7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画」に基づくQMS文書において、該当する監視測定を明確にし、業務の計画に従い監視測定を行う。</p> <p>(2) マネジメントシステムのパフォーマンスおよび有効性に関する監視測定</p> <p>各業務の監視測定を以下により実施し、パフォーマンス向上を図る。</p> <p>a. 品質目標</p> <p>業務に密着した品質目標および原子力施設の改善・維持向上に係る品質目標を設定し、設定した品質目標に従った成果が出ているかどうかを以下のとおり監視測定する。</p> <p>(a) 各部所長およびマネージャー等(島根原子力発電所においては各部長)は、品質目標の達成状況を四半期ごとに確認し、実績を計画書等へ記載する。計画どおり進んでいない場合またはその恐れがある場合には、必要な対策を実施する。</p> <p>(b) 各部所長およびマネージャー等(島根原子力発電所においては各部長)は、年度末までに品質目標の達成結果について評価・反省を行い、必要に応じ次年度の取り組みに反映する。</p> <p>なお、品質目標の設定等に関する具体的手順は、“5. 品質目標の設定”による。</p> <p>b. マネジメントレビュー</p> <p>「マネジメントレビュー基本要領」に基づき、品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを監視測定し、継続的に改善する。</p> <p>c. 組織の外部の者の意見</p> <p>原子力安全に関して組織の外部の者(利害関係者)の受けとめ方を「外部コミュニケーション基本要領」に基づき監視し、必要な対応を実施する。</p> <p>d. 内部監査</p> <p>原子力安全管理監査を通して、品質マネジメントシステムの適合性や有効性を監視し、必要な対応を実施する。</p> <p>e. 不適合およびその他の事象(結果的に不適合には至らなかった事象または原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象)</p> <p>島根原子力発電所長は、不適合およびその他の事象について監視測定し、必要な対応を実施する。</p> <p>f. 保安活動指標(以下、「パフォーマンス指標」という。)</p> <p>(a) 島根原子力発電所長は、保安活動の重要度を踏まえパフォーマンス指標ならびに当該指標に係る必要な判定基準を設定し、監視測定する。また監視測定結果をもとに評価・改善を行う。</p> <p>(b) P Iレビュー会議において、監視測定結果の共有およびレビューを実施し、必要な改善活動を推進する。</p> <p>(c) 事業所の安全活動に係る実績を示す指標(以下、「安全実績指標」という。)の報告※</p> <p>パフォーマンス指標のうち、安全実績指標を下表のとおり原子力規制委員会に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="427 1166 1720 1361"> <thead> <tr> <th></th> <th>報告内容</th> <th>報告範囲</th> <th>報告時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">安全実績指標</td> <td>発電用原子炉施設の保全および運転に関する領域(実用発電用原子炉に係るものに限る。)</td> <td>四半期</td> <td>当該四半期の終了後45日以内</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたものの運搬、貯蔵および廃棄に関する領域</td> <td>年度</td> <td>当該年度の終了後45日以内</td> </tr> <tr> <td>特定核燃料物質の防護に関する領域(防護対象特定核燃料物質の取扱いに係るものに限る。)</td> <td>四半期</td> <td>当該四半期の終了後45日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原子力規制検査等に関する規則(令和2年1月23日原子力規制委員会規則第1号)第5条</p> <p>g. 原子力安全文化醸成度</p> <p>「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、実施部門における原子力安全文化の醸成状況について、監視測定を行い必要な対応を実施する。</p>		報告内容	報告範囲	報告時期	安全実績指標	発電用原子炉施設の保全および運転に関する領域(実用発電用原子炉に係るものに限る。)	四半期	当該四半期の終了後45日以内	核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたものの運搬、貯蔵および廃棄に関する領域	年度	当該年度の終了後45日以内	特定核燃料物質の防護に関する領域(防護対象特定核燃料物質の取扱いに係るものに限る。)	四半期	当該四半期の終了後45日以内	<p>F (8.2.3)</p> <p>B (8.2.3)</p> <p>H (8.4)</p> <p>E (8.2.3), F (8.2.3)</p> <p>H (8.4)</p>
	報告内容	報告範囲	報告時期													
安全実績指標	発電用原子炉施設の保全および運転に関する領域(実用発電用原子炉に係るものに限る。)	四半期	当該四半期の終了後45日以内													
	核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたものの運搬、貯蔵および廃棄に関する領域	年度	当該年度の終了後45日以内													
	特定核燃料物質の防護に関する領域(防護対象特定核燃料物質の取扱いに係るものに限る。)	四半期	当該四半期の終了後45日以内													

社内標準名	条文案（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連
	<p>5. 品質目標の設定</p> <p>(1) 電源事業本部部长（原子力品質保証）は、原子力品質方針および原子力安全文化醸成方針を組織全体に周知し、理解されるよう取り組む。</p> <p>（周知方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室へ品質方針のポスターを掲示する。 ・ 関係者へ品質方針のカードを配付し、携行する。 ・ 部門ホームページ（QMS ポータル）に解説と合わせて公開する。 <p>(2) 共通事項</p> <p>a. 各部所長*は、品質目標の設定にあたり、品質目標の計画に次の事項を含める。</p> <p style="padding-left: 20px;">* 調達本部においては、調達本部長の命を受け、調達本部長（資材）が実施する（以下、「5. 品質目標の設定」における各部所長の実施事項についても同様とする）。</p> <p>(a) 実施事項</p> <p>(b) 必要な資源</p> <p>(c) 責任者</p> <p>(d) 実施事項の完了時期</p> <p>(e) 結果の評価方法</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質目標の計画に含める（b）必要な資源、（c）責任者については、目標展開マトリックスにおいて、とりまとめ担当箇所（責任者）および実施箇所（必要な資源）として整理する方法もある。 <p>b. 品質目標は品質方針と整合がとれ、かつ、達成度が判定可能なものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設定する品質目標と品質方針の整合を確認する方法として、整合を示す書類を付した上、承認過程にて確認する方法の他、原子力品質保証運営委員会を設置している部所においては、本委員会にて承認前に審議する方法もある。 <p>c. 品質目標を「年度業務運営方針書」および「業務実施計画書」へ織り込む場合は、他の目標と区別できるよう識別する。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質目標を「年度業務運営方針書」および「業務実施計画書」に織り込む場合の識別例 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力品質目標 ○品、(品) (2) 施設管理目標 ○施、(施) (3) 原子力安全文化醸成活動目標 ○安、(安) ・ 品質目標の種類ごとに文書化して設定する方法がある。（種類は、タイトルで明示） <p>d. 「年度業務運営方針書」および「年度業務実施計画書」の形式は、「方針管理の手引き（電源事業本部）」に定める形式とする。</p> <p>e. 改訂および年度終了に伴い失効した品質目標（失効までの実績を含む。）は、品質記録として「文書・記録管理基本要領」に従い管理する。</p> <p>(3) 原子力品質目標の設定</p> <p>a. 各部所長は、電源事業本部部长および上関原子力立地プロジェクト長より調達された「年度電源事業本部業務運営方針」および「原子力安全文化醸成に関する活動方針」を展開した原子力品質目標を「年度業務運営方針書」に設定する（各方針と品質目標の関係を図2に示す）。</p> <p>なお、原子力品質目標には、「細則 7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画」で明確にした機器または個別業務に係る要求事項を満たすために必要なものがあれば含める。</p> <p>b. 各部所長は、マネージャー等に「年度業務運営方針書」を展開した個別の品質目標を「年度業務実施計画書」に設定させ、承認する。</p> <p>なお、発電所の部長は、統括する部の課長に「年度業務運営方針書」を展開した個別の品質目標を「年度業務実施計画書」に立案させ、部内の整合を図り設定するものとする。</p>	

社内標準名	条文案（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連																																																																																
	<p>(4) 施設管理目標の設定</p> <p>a. 島根原子力発電所長は、上項（3）に加え、「施設管理の実施方針」を展開した施設管理目標を「年度業務運営方針書」に設定する。</p> <p>b. 発電所の部長は、統括する部の課長に「年度業務運営方針書」を展開した個別の施設管理目標を「年度業務実施計画書」に立案させ、部内の整合を図り設定し、島根原子力発電所長の承認を得る。</p> <p>(5) 原子力安全文化醸成活動目標の設定</p> <p>a. 各部所長は、電源事業本部長が定める「原子力安全文化醸成に関する活動方針」を展開した各部所の原子力安全文化醸成活動目標を「原子力安全文化醸成活動計画」に設定する。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「原子力安全文化醸成活動計画」は、各部所が作成する「年度業務運営方針書」で当該施策を識別してもよい。 <p>b. 各部所長は、マネージャー等に「原子力安全文化醸成活動計画」を展開した個別の原子力安全文化醸成活動目標を「年度業務実施計画書」に設定させ、承認する。</p> <p>6. データの分析</p> <p>(1) 各部所長およびマネージャー等は、マネジメントレビューインプット情報として「表マネジメントレビューインプット情報」に関する分析・評価を実施する。なお、データの種類によって、個別に分析を実施することが適当と判断した場合、その都度実施する。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的なマネジメントレビューインプット情報については、前回のマネジメントレビュー等をもとに都度設定する。 <p style="text-align: center;">表 マネジメントレビューインプット情報</p> <table border="1" data-bbox="389 791 1744 1399"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="389 791 533 815">細則 8.4(2)*</th> <th data-bbox="533 791 1744 815">マネジメントレビューインプット情報</th> </tr> <tr> <th data-bbox="389 815 427 852">a</th> <th data-bbox="427 815 465 852">b</th> <th data-bbox="465 815 504 852">c</th> <th data-bbox="504 815 533 852">d</th> <th data-bbox="533 815 1744 852"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>(1) 内部監査の結果</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>(3) プロセスの運用状況（JIS Q 9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。） ・パフォーマンス指標の評価結果 ・調達先の能力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>(4) 使用前事業者検査および、定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>(5) 品質目標の達成状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。） ・原子力安全文化醸成活動の取組み状況 ・安全文化に関する状態のアセスメント（自己アセスメント、内部監査の結果および外部評価）結果</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(7) 関係法令の遵守状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置のフォローアップ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更（文書の変更、設備の変更、組織の変更などの「品質マネジメントシステムの計画」への影響評価の結果）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(11) 部門または要員からの改善のための提案 上記（1）～（10）、（12）～（13）に基づく品質マネジメントシステムの改善の提案（協力企業などの職員からの提案を含む。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(12) 資源の妥当性</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(14) その他（必要により実施）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※細則 8.4(2) a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見 b. 機器または個別業務に対する要求事項（関係法令を含む。）への適合性</p>	細則 8.4(2)*				マネジメントレビューインプット情報	a	b	c	d			○	○		(1) 内部監査の結果	○				(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見		○	○	○	(3) プロセスの運用状況（JIS Q 9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。） ・パフォーマンス指標の評価結果 ・調達先の能力		○	○		(4) 使用前事業者検査および、定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果		○	○		(5) 品質目標の達成状況					(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。） ・原子力安全文化醸成活動の取組み状況 ・安全文化に関する状態のアセスメント（自己アセスメント、内部監査の結果および外部評価）結果					(7) 関係法令の遵守状況		○	○		(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）					(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置のフォローアップ					(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更（文書の変更、設備の変更、組織の変更などの「品質マネジメントシステムの計画」への影響評価の結果）					(11) 部門または要員からの改善のための提案 上記（1）～（10）、（12）～（13）に基づく品質マネジメントシステムの改善の提案（協力企業などの職員からの提案を含む。）					(12) 資源の妥当性					(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性					(14) その他（必要により実施）	<p>H (8.4)</p>
細則 8.4(2)*				マネジメントレビューインプット情報																																																																														
a	b	c	d																																																																															
	○	○		(1) 内部監査の結果																																																																														
○				(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見																																																																														
	○	○	○	(3) プロセスの運用状況（JIS Q 9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。） ・パフォーマンス指標の評価結果 ・調達先の能力																																																																														
	○	○		(4) 使用前事業者検査および、定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果																																																																														
	○	○		(5) 品質目標の達成状況																																																																														
				(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。） ・原子力安全文化醸成活動の取組み状況 ・安全文化に関する状態のアセスメント（自己アセスメント、内部監査の結果および外部評価）結果																																																																														
				(7) 関係法令の遵守状況																																																																														
	○	○		(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）																																																																														
				(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置のフォローアップ																																																																														
				(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更（文書の変更、設備の変更、組織の変更などの「品質マネジメントシステムの計画」への影響評価の結果）																																																																														
				(11) 部門または要員からの改善のための提案 上記（1）～（10）、（12）～（13）に基づく品質マネジメントシステムの改善の提案（協力企業などの職員からの提案を含む。）																																																																														
				(12) 資源の妥当性																																																																														
				(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性																																																																														
				(14) その他（必要により実施）																																																																														

社内標準名	条文案 (抜粋)	CAP システムプロセスとの関連																				
	<p>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向 (是正処置を行う端緒 (不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき, 是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。) となるものを含む。)</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>(2) マネージャー等は, マネジメントレビューインプット情報に関する分析・評価結果を品質保証担当箇所の長に提出する。 各品質保証担当箇所の長が取り纏める部所は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="427 347 1279 735"> <thead> <tr> <th>品質保証担当箇所の長</th> <th>取り纏め対象部所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電源事業本部マネージャー (原子力品質保証)</td> <td>電源事業本部 (原子力品質保証)</td> </tr> <tr> <td>電源事業本部 (原子力管理)</td> </tr> <tr> <td>電源事業本部 (原子力安全技術)</td> </tr> <tr> <td>電源事業本部マネージャー (原子燃料契約)</td> <td>電源事業本部 (原子燃料契約)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電源事業本部マネージャー (原子力土木)</td> <td>電源事業本部 (電源土木)</td> </tr> <tr> <td>電源事業本部 (電源建築)</td> </tr> <tr> <td>上関原子力立地プロジェクト (土木, 建築)</td> </tr> <tr> <td>島根原子力本部 広報部長</td> <td>島根原子力本部 (広報部)</td> </tr> <tr> <td>島根原子力発電所 課長 (品質保証)</td> <td>島根原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>上関原子力発電所準備事務所土木・環境部長</td> <td>上関原子力発電所準備事務所</td> </tr> <tr> <td>調達本部マネージャー (総括・資材管理)</td> <td>調達本部 (資材)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 各品質保証担当箇所の長は, 分析・評価結果をインプット情報として様式「データ分析・評価結果等報告書」に取り纏め, 各部所の品質保証運営委員会に諮る。(図3 マネジメントレビューに関する各会議体関連図参照)</p> <p>(4) 各部所長は, 様式「データ分析・評価結果等報告書」を承認し, 電源事業本部部長 (原子力品質保証) に報告する。</p> <p>(5) 電源事業本部部長 (原子力品質保証) は, 各部所からのインプット情報を取りまとめ, 「マネジメントレビュー基本要領」に基づき社長に報告する。</p>	品質保証担当箇所の長	取り纏め対象部所	電源事業本部マネージャー (原子力品質保証)	電源事業本部 (原子力品質保証)	電源事業本部 (原子力管理)	電源事業本部 (原子力安全技術)	電源事業本部マネージャー (原子燃料契約)	電源事業本部 (原子燃料契約)	電源事業本部マネージャー (原子力土木)	電源事業本部 (電源土木)	電源事業本部 (電源建築)	上関原子力立地プロジェクト (土木, 建築)	島根原子力本部 広報部長	島根原子力本部 (広報部)	島根原子力発電所 課長 (品質保証)	島根原子力発電所	上関原子力発電所準備事務所土木・環境部長	上関原子力発電所準備事務所	調達本部マネージャー (総括・資材管理)	調達本部 (資材)	
品質保証担当箇所の長	取り纏め対象部所																					
電源事業本部マネージャー (原子力品質保証)	電源事業本部 (原子力品質保証)																					
	電源事業本部 (原子力管理)																					
	電源事業本部 (原子力安全技術)																					
電源事業本部マネージャー (原子燃料契約)	電源事業本部 (原子燃料契約)																					
電源事業本部マネージャー (原子力土木)	電源事業本部 (電源土木)																					
	電源事業本部 (電源建築)																					
	上関原子力立地プロジェクト (土木, 建築)																					
島根原子力本部 広報部長	島根原子力本部 (広報部)																					
島根原子力発電所 課長 (品質保証)	島根原子力発電所																					
上関原子力発電所準備事務所土木・環境部長	上関原子力発電所準備事務所																					
調達本部マネージャー (総括・資材管理)	調達本部 (資材)																					